

中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール) 教授

杉浦宣彦氏



Nobuhiko Sugiura

金融

すぎうら のぶひこ

中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)教授。香港上海銀行、金融庁金融研究研修センター研究官、JPモルガン証券シニアリーガルアドバイザーを経て、2008年より現職。OpenIDファウンデーション・ジャパン・アドバイザー。「モバイルバリュー・ビジネス」(中央経済社・共著)等、電子金融取引関係の著書や論文等を多数執筆。

野村総合研究所が実施した調査では、電子マネーの所有率は首都圏で80%を超えている。電子マネーの進化、普及に対応すべく、2010年4月1日に資金決済法が施行された。資

ancial Information Technology **Focus** 資金決済法成立による 期待

八木 資金決済法が4月に施行されました。杉浦先生は制定の段階から関与されていましたが、まずは、資金決済法の意義を教えていただけますか。

杉浦 資金決済法は、決済事業の環境整備という意味で、大きく2つの意義があります。

1つ目は、電子マネーの金融法制におけるカバー範囲の拡大です。資金決済法施行前は、前払式証票規制法という電子マネーを規制する法律がありましたが、これは「証票」、要するに紙やカードといった形がある電子マネーが対象でした。電子マネーが進化する中で、サーバ型電子マネーが登場してきました。

サーバ型は、データですので形は ありません。前払式証票規制法の対 象となっている電子マネーは、未使 用残高の50%の供託金が課せられ ていることもあって、発行会社が倒 産しても一定の利用者保護の仕組みがあるのに対して、サーバ型にはそういった保障がないといった問題がありました。

2つ目は送金業の規制緩和です。 米国でのPayPal(ペイパル)の事例のようにさまざまな決済システムが登場してくる中で、銀行だけに送金業を限定するのは時代遅れといえます。また、在日の外国人向けの送金という問題も出てきました。国の戦略としては外国人労働者を増やしている一方で、外国人の銀行口座の開設のハードルが高かったり、本国への送金方法があまりないという矛盾が生じていました。そこで、コストが安く、しかも送金に徹する業者が必要であろうということになったのです。

八木 既にいろいろなサービス提供が行われている中で、法制度を整備していくのは、非常に大変だったと思います。

杉浦 サーバ型電子マネーは、今まで規制されていなかったわけですか

ら、規制強化に関して反対の動きは 当然ありました。

テクニックの上で難しかったのは 銀行法との兼ね合いでした。

銀行法には、為替業は銀行でしかできないと書いてありますが、実は「為替」とは何かという法的概念に関しては何ら説明がありません。概念を明確にしなければいけないけれども、きちっと明確にしようとすると銀行法改正につながるという大きなジレンマがあります。銀行法を改正するとなると、当然のことながら金融商品取引法をはじめ、関連する様々な法律の改正が必要になってきます。これをできるだけ回避しつつ、決済全般に関する法体系をつくるというのが、一番の難しさだったようです。

法的概念は確かにないのですが、 「隔地間で輸送を伴わないで資金の 移動を行う行為」という判例からく る周知の概念はあるんです。そうす ると、例えば、みなさんも使う機会 のある代引きや収納代行、コンビニ

株式会社野村総合研究所 DIソリューション事業部長

らう 八木 晃二

対談

Koji Yagi

金決済法はまた、送金サービスを銀行以外にも開放するなど、新しい時代に対応した法律となっている。法律の制定から関わった杉浦氏に語っていただいた。

やぎ こうじ

Profile

1986年 野村コンピュータシステム(現野村総合研究所) 入社。2001年からITソリューションコンサルティング 部長。2003年から2005年まで、米国現地法人NRIパシ フィック社長に就任。2005年から基盤サービス事業部長 等を経て現職。2008年設立のOpenIDファウンデーショ ン・ジャパンの代表理事を兼任。



決済も該当するわけです。

今回、収納代行や代引きを資金決済法の対象にしなかったということは、既存の法制度・法概念との調整の難しさを表しています。そういった意味で、施行はされましたが、目的を100%達成しきれていないように思います。

八木 事業者が新規参入しやすい規制になっていると思うのですが、実際に資金移動業を始めたという会社はまだ聞きません。定款を変えた会社ですとか、サービス開始を考えている会社のうわさは聞きます。

杉浦 政省令も事務ガイドライン も、その公表時期が法律の施行に近づき過ぎてしまったのが大きいと思います。結果として、4月1日に業務を開始したくても準備が間に合わない状況になってしまいました。

もう1つは、昨今のマネーロンダ リングも含む金融犯罪の多様化に伴い、政省令を固めていく過程のなかで、口座型の資金決済業(注)の本人確認に関しても銀行並みの厳しめの ルールを課すべきという方向性になりました。従来10万円以下の送金に関しては、本人確認法での要求水準は低かったので、当初の立法段階ではもう少し緩やかな、必要最低限の本人確認だけで済む簡易な送金システムをつくるつもりでした。しかし、銀行とあまり変わらない本人確認の仕組みを持った送金機関でないといけないということになってしまったので、新規参入を狙っていた業者にとって、それなりにハードルが上がってしまったと思います。

その結果として、多くの事業者が 本人確認やセキュリティの仕組みも 含めてどういう形で新しい決済ビジ ネスをやっていくのかということ を、かなり慎重に検討されているよ うです。

八木 期間が短かったということが 要因であれば、今後増えていく可能 性はありますね。

新しい資金移動事業者に対して、 どのようなことを期待しますか? **杉浦** 銀行が従来やっていたビジネ スを開放したという意味においては、銀行と同じサービスでは意味がありません。ユーザーフレンドリーな形のビジネスを展開していただきたいと思っています。

決済に関しては、ITを使った安価 でできるシステムづくりは既にでき 上がっているので、まずは銀行より もコストをおさえてほしいですね。

また、海外送金の二一ズは相当高いですから、海外との決済も請け負えるような便利な仕組みづくりにも期待しています。

八木 私は海外に2年ほどいたことがありますが、日本から送金しようとすると手数料が非常に高くて気になっていました。特に海外留学などに行かれる方はこの辺のニーズが高いと思います。

杉浦 それと、もう1つ期待していることがあります。

従来、商業流通の世界と金銭が流れる金流という世界は、扱っている 人たちが違っていました。商流は文字通り、商人の世界です。ところ



が、支払いの段階になると、金融機関経由となります。

資金決済法は兼業規制がありませんから、一般事業者も資金決済業ができます。物の送付と金銭の受け取りが一体感を持った形で展開できるのです。そういう意味でいうと、利用者にとって2段階あった手間が、1段階で済むことによってよりスムーズな商業活動が行われる。そういう利便性にも期待を持っています。

八木 資金決済業が、IT業界やEC 業から生まれるという新鮮さも期待 できますね。

inancial Information Technology **Focus** グローバルスタンダード化が 期待できる日本発OpenIDの技術

八木 私が代表理事をやらせていただいているOpenIDファウンデーション・ジャパン(注2)で、資金移動業に関するあり方のガイドラインを作成することを目的に、「OIDF-J決済ワーキング・グループ」を立ち上げました。杉浦先生には座長をしていただきました。

杉浦 OpenIDファウンデーション・ジャパンは非常にタイムリーな時期に設立されたと思います。

現在はIDが氾濫していて、私のような一般のユーザーにとっても、もはや記憶の限界値を超えています。

そうした中、できるだけIDを1つ

に統一していこうというOpenIDの考え方は、ユーザーにとって重要なコンセプトです。IT社会の発展とともに増加するIDをそろそろ整理してほしいというニーズと、OpenIDファウンデーション・ジャパンができたタイミングは見事にマッチしていたと思います。

資金決済法の成立で、資金決済業という新しい業種が増えれば、更にIDを持たなければいけなくなりますし、またどういうセキュリティレベルが必要かも法施行前に議論する必要がありました。ですから、OpenIDファウンデーション・ジャパンの中にワーキング・グループをつくり、多くの業者の方々に議論いただいたのはとても意味があったと思います。

八木 そうですね。資金決済の事業 運営をする上で、本人確認は重要です。今回のワーキング・グループ で、本人確認保証レベル(当人確認 +身元確認)について、レベル1か らレベル4まで議論しました。

この議論は、資金決済だけではなく、今後、国民ID制度とか共通番号について議論していく中でも、非常に参考になるフレームワークだと思います。

官・民が提供するすべての業務 サービスにおいて、一番高い本人確 認保証レベルである「レベル4」を 要求してしまうと、本人確認保証レベルが厳し過ぎてしまうし、加えて本人確認するための情報をどうやって全国民に配布していくのかという問題も生じます。

例えばSNSへの登録、単純な情 報閲覧、テニスコート予約、10万 円以下の送金、100万円以上の送 金、住民票取得申請、パスポートの 発行申請、年金給付申請、納税申 請、といった様々な業務サービスに 関して、全部をレベル4の本人確認 保証レベルを要求してしまうと、社 会コストが膨大に膨らんでしまいま す。それぞれの業務について本人確 認保証レベルを定めて、それに合っ たレベルでIDをうまく連携させなが らやっていく必要があります。さら には既存の民間発行のIDを国民ID制 度に有効活用することにより、社会 コストは大きく削減できます。

OpenIDは、まず自分が使用するIDを選んで、それに付属する自己情報(名前、住所やクレジットカード情報といった属性情報)をセキュアーな環境で連携するためのプロトコルであり、自分で自己情報をコントロールできる仕組みになっています。ですので、そういったOpenIDの性質をうまく使うことにより、便利で安全なID連携の仕組みを構築することが可能となります。

杉浦 最初に、OpenIDファウンデーションが設立されたのは米国ですし、米国ではオープン・ガバメントの取り組みも進んでいるので、OpenIDについて米国が一歩先を行っている感があります。

しかし、資金決済といったハイレ ベルの活用を模索しているのが日本



の特徴で、今後は、技術面で米国に 輸出できることが期待できるのでは ないでしょうか。

八木 同感です。日本発グローバルスタンダードがこの世界では生まれる可能性はありますね。

日本らしい進め方もできていると 思うんです。米国は、どうしても グーグルやヤフーが強いので民が非 常に強いです。欧州の国々では、政 府が積極的に取り組んで、官が主導 しています。日本は官民連携が重要 で、よりセキュリティの高いものと なって、社会インフラとして使える ものになっていくと思います。

Financial Information Technology **Focus** 国民ID制度への応用

八木 最近議論が活発になっている、国民ID制度や共通番号についても先生のご意見をお聞きしたいのですが、議論には何段階かあると思うんです。

まずは、国民ID制度は番号の振り方の議論ではなく、国民各々のアイデンティティである属性情報等の管理・活用方法の議論であるべきであるということ。

さらには、もし新しく国民への共 通番号を振ったとすると、その番号 をどうやって配布するのかの議論も 出てきます。例えばアメリカには ソーシャルセキュリティ番号(納税 者番号)がありますが、薄っぺらい 紙で送られてきます。

もう1つ、その国民ID制度をどう やって実装するかです。社会コスト を考えた時に、中央集権型でつくっ てしまうと膨大なコストがかかって しまいます。民でやるものは民でやるし、自治体でやるものは自治体で やるという、それを連携するような ものを考えていく必要があります。

結局、自己情報というのは、ただの番号ではなくて、その人のアイデンティティそのものです。それをきちっと管理しないと、国民の人たちが「番号を振られてしまう」という意識になってしまいます。

杉浦 そうですね。従来は、ものす ごいボリュームのドキュメンテー ションを持っていないと属性情報が ちゃんと実証できませんでした。

ここまでIT社会が進行している中で、ある程度どこかにストックすることによって、そしてそこから先はID連携を使うことによって、いろいろな取引が簡易にできるようになるのであれば、考えていく価値があると思います。

ただし、注意しなくてはいけない こともあります。共通番号の振り方 によっては、社会における一定の、 個人の身分分けになってしまう可能 性があるということです。

マーケット分析では、よく「何とか型」と分類します。これは一見すごく分かりやすいし、企業が戦略などを考えていく上では、非常に便利です。しかし、これが個人の属性情報とつながっていたりすると、

「この人は、ランクAなのか、Bなのか、Cなのか」ということになります。「士農工商」ではありませんが、一種の身分化がなされ、それが漏れたりすると個人情報として打撃を受ける可能性もありますので、うまくコントロールしていかないといけません。

そういう意味でいうと、情報のレベル分けをして、認証のセキュリティのレベルを変えていくとか、その人の属性が変化したことに関して情報をどうやってアップしていくのか、その情報の取得の仕方も含めて十分に検討する必要があります。

八木 そうですね。

例えば、生命保険会社は、常に被保険者の生存確認をどうするかという業務を抱えています。官・民連携のうまい仕組みができれば、そういった確認についても官と民が連携しながらきちっとした社会インフラを作ることも可能だと思います。

杉浦 個人情報保護の考え方とうま くリンクさせていかないといけない ですね。

八木 その点についてはOpenID ファウンデーション・ジャパンの中 でも、幅広く検討していきたいと思 います。

本日は、ありがとうございました。 (文中敬称略)

(収録日:2010年4月15日)



⁽注1) 利用者が資金移動業者に送金用の口座を開設し、受取人との口座の間で資金を移動するサービス。

⁽注2) OpenIDファウンデーション・ジャパンは、米国OpenID Foundationの公認団体。設立は2008年10月1日。